

平成18年6月22日

企業の責任がさらに問われる改正道路交通法を解説

企業向け改正道路交通法セミナー開催と情報誌発行について

ニッセイ同和損害保険株式会社（社長：立山 一郎）は、関連会社であるフェニックスリスク総合研究株式会社（社長：赤池 輝弘）と共同で、本年6月から施行された改正道路交通法（違法駐車対策）に対応した企業向けのセミナーを実施します。併せて、本改正のポイントをまとめた情報誌も作成し、顧客企業への配布を開始しました。

1. 背景・ねらい

平成16年6月9日に公布された改正道路交通法は、平成19年6月までの3年間に段階的に施行されることとなっており、本年6月1日から、違法駐車対策として放置車両の使用責任が拡充されるとともに、民間駐車監視員の導入や短時間駐車違反車両に対する取締りも強化されました。

今回の施行によって、放置車両について運転者の責任が追及できない場合には、公安委員会が放置車両の使用（会社等）に対し違反金の納付を命じることが可能となりました。そのため、駐車スペースが不足している都市部の企業、車両の運行機会が多い企業などは、日常の運行について従来以上に管理を徹底することが求められています。

そこで、当社では、今回の改正道路交通法について理解を深めていただけるよう、企業向け「改正道路交通法セミナー」の開催をご案内するとともに、情報誌「問われます企業の責任 厳しくなる放置駐車取締り」の配布を開始しました。



2. 「改正道路交通法セミナー」について

本セミナーでは、道路交通法の改正ポイントを踏まえた社有車運行管理への意識のあり方や取り組みについてご説明させていただくことで、企業が継続的な運行管理を定着させ、安全水準の向上を図りトータルな事故防止が実現できるように支援していきます。

法改正のポイント解説に加えて、具体事例やその対応策について、この分野での豊富な経験・情報を有するフェニックスリスク総研（株）が分かりやすく説明しますので、自社の社有車運行管理についての問題点を認識し、改善点を明確にすることが可能となります。

対 象	企業の経営者・車両管理担当役員・安全運転管理者・運行管理者 等
主催・場所	ニッセイ同和損害保険（株）各統括支店 （関東・名古屋・京阪神地域中心）
講 師	フェニックスリスク総合研究（株）
開催時期	5月以降順次開催
参加費用	無料
主な内容	近年の道路交通法改正の流れ 今回の道路交通法改正の主な内容 放置駐車で問われる使用者責任 今後の安全運転管理の留意点 等

3. 情報誌「問われます企業の責任 厳しくなる放置駐車取締り」について

本情報誌は、改正ポイントを分かりやすくまとめ、社有車の運行管理計画や運転者教育を行う際に利用いただけるような内容となっています。作成にあたっては、企業の視点に立ち、企業の業務に関係がある車両使用禁止処分になるケースなど具体例を取り上げて説明しています。

対 象	企業の経営者・車両管理担当役員・安全運転管理者・運行管理者 等
配布方法	ニッセイ同和損害保険 営業社員を通じて提供
費 用	無料
内 容	A4サイズ 6ページ 放置駐車対策「民間委託」と「使用者責任」 改正のポイント 放置駐車に対する車両使用禁止処分 会社に放置違反金の納付命令が出される場合（例示） 違法駐車対策Q & A
作 成 者	フェニックスリスク総合研究（株）

4. その他（一般ドライバー向けチラシの配布について）

以上に加え、マイカー通勤者などの一般ドライバーを対象に、改正ポイントを分かりやすくまとめたチラシを発行しています。